

## 太田市産業振興貢献企業表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、太田市の繁栄と産業振興に貢献した企業を表彰することを目的とする。

### (表彰基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する企業に行う。

- (1) 太田市内の企業に対し、原則として年間1億円以上の発注を行っている企業のうち、特に太田市内の企業繁栄と産業振興に貢献したと市長が認めるもの。
- (2) 前号に掲げるものの他、特に太田市の産業振興に貢献したと市長が認めるもの。

### (表彰の方法)

第3条 表彰は、1企業当たり10回を限度として、市長が表彰状その他をもって行う。

ただし、前条第2号に該当するものは、1回に限る。

### (表彰の種類)

第4条 表彰の種類は、同一企業に対する表彰回数に応じ次のとおりとする。

- (1) 5回以下 普通表彰
- (2) 6回以上9回以下 特別表彰
- (3) 10回 名誉表彰

2 第2条第2号に該当するものは感謝状とする。

### (被表彰企業の選出決定)

第5条 被表彰企業の選出は、受注企業による発注企業の推薦と調査に基づき選考委員会が選出し、市長が決定する。

2 前項の推薦は、一の年度において1企業に限る。

### (選考委員会)

第6条 選考委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、産業環境部長をもって充てる。
- 4 委員は、群馬県太田行政県税事務所、太田商工会議所、太田市新田商工会、太田機械金属工業協同組合の職員等をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 選考委員会の庶務は、産業環境部産業政策課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定による表彰回数は、合併前の太田市の表彰回数を通算する。

(受注企業による発注企業の推薦の特例)

3 令和5年4月1日前に一の年度において複数の発注企業を推薦したことがある受注企業は、第5条第2項の規定にかかわらず、同日前に推薦をした発注企業を複数推薦することができる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。